

# 令和7年度人口減少下における農福連携促進事業委託業務 仕様書（案）

## 1 業務等の目的

就労継続支援事業所（以下「事業所」という。）の利用者の農林業分野での就労の促進や工賃向上のため、農福連携促進コーディネーター等を配置し、事業所に対する助言、専門的な技術指導や農業者等との連携や事業所間の連絡調整などを行い、農林業分野での人手不足の緩和・解消を図るとともに事業所が行う生産活動の拡大等の取組を支援する。

## 2 業務等の実施場所

県内一円

## 3 業務等の実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 4 業務等の内容

### （1）農福連携促進コーディネーターの配置

#### ア 配置の目的

農業者等と事業所間のマッチングや、地域のニーズに応じた事業展開、新たに農福連携等を行う事業所への支援（スタートアップ支援）、六次産業化支援などを通じて、事業所の利用者の農業分野での就労の促進や工賃アップを図る。

#### イ 求められる視点

- ・地域の農業者等及び事業所との連絡調整能力を有するとともに、双方にとって必要な支援を見極め、効果的なマッチングを行うことができること。
- ・スタートアップ支援や六次産業化支援のために必要な情報の入手や関係機関との連携が図れること。

#### ウ 業務内容

- （ア）農業者等のニーズや課題を把握し、事業所の業務受注及び施設外就労の開拓・拡大のためのマッチングを行うとともに、事業所と農業者等との業務取引（単価交渉等）に関するコーディネートを行う。
- （イ）新たに農福連携等に取り組もうとしている農業者等及び事業所の相談に対応し、必要な情報を提供してスタートアップを支援する。
- （ウ）農福連携等に取り組む事業所の六次産業化（生産、加工、流通・販売）を支援するため、企業との連携や専門家から助言を得るためのコーディネートを行う。
- （エ）その他工賃アップに関する支援を行う。
- （オ）上記の（ア）から（エ）の業務は、事業所が主体的に農業分野等での就労や工賃アップに取り組むことができるようにする観点から行う。
- （カ）ホームページやSNS、機関紙の発行等による優良事例の情報発信を行う。
- （キ）（3）③の「農福連携サポーター派遣事業」に基づく農福連携サポーターの登録及び活動報告に基づく報酬支払等の事務を行う。

#### エ 配置人数、配置か所等

- （ア）原則として、長野県内に農福連携促進コーディネーターを4人以上配置する。
- （イ）配置地域は、以下の例を参考に、支援が広く行き届くよう工夫する。

【例】東信地区（佐久・上小圏域）、南信地区（諏訪・上伊那・飯伊圏域）、中信地区（木曾・松本・大北圏域）及び北信地区（長野・北信圏域）等、地区ごとに1人

- （ウ）コーディネーターの活動が円滑かつ効率的にできるように配置する。

(在宅勤務等を柔軟に活用すること。)

(エ) 原則として、委託期間内は常に配置する。

(オ) 各農福連携促進コーディネーターは年度当初に目標を設定して取り組むものとする。

## (2) 農福連携技術指導員の配置

### ア 配置の目的

農福連携等に取り組んでいる事業所の工賃向上及び更なる取組推進のため、事業所に対して農林業（農福連携等）に関する技術的指導等を行う。また、農福連携サポーターの質向上のため、技術指導や指導方法の伝達等を行う。

### イ 求められる視点

- ・障がい者の特性や農業者等が求める技術を理解した上で、事業所に対して農業等（農福連携等）に関する技術指導等を行うことができること。
- ・農福連携サポーターが事業所に対して適切に技術支援や作業の切り出し等の提案ができるように、派遣指示や情報提供を行うとともに、サポーターからの技術的な相談に対応できること。

### ウ 業務内容

(ア) 農福連携等に取り組む事業所に対して、農林地に適した農林産物や生産技術などの専門的技術の指導を行う。また、他事業所の事例や市場動向等の情報提供を行う。

(イ) 事業所からの依頼により、登録された農福連携サポーターの派遣調整を行う。また、農福連携サポーターに対する研修の実施や現場同行等により、技術指導、指導方法の伝達を行う。

### エ 配置人数等

(ア) 原則として、2人以上配置する。(県内全体に支援が広く行き届くよう工夫して配置する。)

(イ) 原則として、委託期間内は常に配置する。

(ウ) 農福連携技術指導員は、年度当初に目標を設定して取り組むものとする。

## (3) 農福連携サポーター派遣事業の実施

農福連携等に取り組む事業所に対して、農福連携技術指導員の指示・指導のもと、障がい者の特性を踏まえた技術支援や作業の切り出し等の提案を行う「農福連携サポーター」を登録し、事業所の依頼に応じて派遣する。(詳細は、別紙1「農福連携サポーター派遣事業仕様書(案)」のとおり)

## (4) 農福連携PR事業の実施

農福連携の認知度を向上させ、農福連携商品の販路拡大や販売機会増加を狙うため、ポスター、チラシ、商品カタログ等を作成、配布する。(詳細は、別紙2「農福連携PR事業仕様書(案)」のとおり)

## (5) 農作業現場の見学会・意見交換会の開催

農業者等及び事業所を対象に、農作業等現場の見学会を開催する。また、農業者等と事業所との意見交換会を開催する。(詳細は、別紙3「農作業等現場の見学会・意見交換会仕様書(案)」のとおり)

## (6) 農林業新規参入・拡大事業所への機械購入及びレンタル費用補助事業の実施

新たに農林業に取り組む事業所及び取組の拡大を予定している事業所が機械を購入又はレンタルする際の費用の一部を補助する。(詳細は、別紙4「農業新規参入・拡大事業所への機器購入及びレンタル費用補助事業仕様書(案)」のとおり)

## 5 業務等の実施体制

- (1) 本事業全体を総括し、事業を効果的に推進するための企画、調整機能を有する拠点を県内の1か所に設置すること。なお、この役割を担う農福連携促進コーディネーターは、当該拠点に配置すること。
- (2) 必要に応じて、関係機関（就労移行支援事業所等の障害福祉サービス事業者や障がい者総合支援センター、行政機関等）と連携すること

## 6 予算委託者との協議及び予算委託者への報告に関する事項

- (1) 受託者と予算委託者は、必要に応じて、業務等の取組に関する内容・手法等に関して協議を行うものとする。
- (2) 業務等の内容または仕様書に定めのない事項に関して疑問が生じたときは、その都度協議するものとする。
- (3) 受託者は一月の業務が終了する毎に、業務に関する報告を行うこと。
- (4) 上記(1)から(3)の協議・報告及び情報の共有のため、定期的な打合せ会議を行う（会議の開催頻度や日程等は双方協議の上決定する）。

## 7 業務等に要する経費の限度額

32,768,000円（うち消費税相当額2,978,909円）

## 8 その他業務等の実施のために必要な事項（事業の対象となる事業所等）

本事業の対象となる事業所等は、平成24年4月11日付け障発0411第4号で厚生労働省から発出された『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』（最終改正 令和6年3月29日付け障発0329第42号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）によるものとし、原則として就労継続支援B型事業所を対象とする。

ただし、本事業の国庫補助事業である工賃向上計画支援等事業の実施要綱に記載のある、就労継続支援A型事業所（経営改善計画書若しくは賃金向上計画を都道府県に提出している事業所又は都道府県が認めた事業所に限る。）、生活介護事業所及び地域活動支援センターのうち工賃向上計画を作成し、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所についても対象とすることができる。

## 別紙 1

### 農福連携サポーター派遣事業仕様書(案)

#### 1 農福連携サポーターの登録

- (1) 農福連携サポーターとして活動しようとする者から申請を受け付けること。
- (2) 農福連携サポーターとして登録した者を、登録台帳に整備すること。

#### 2 農福連携サポーターの報酬

- (1) サポーターとして登録した者を下記の基準で派遣し、派遣時間に応じた報酬を支払う。

##### ア 農業者からの依頼により行う農作業（施設外就労）に派遣する場合の基準

- ・報酬単価：1時間 1,500円
- ・活動時間：50時間まで※
- ・活動件数：30件まで

##### イ 事業所が自ら取り組む農作業（施設内就労）に派遣する場合の基準

- ・報酬単価：1時間 1,500円
- ・活動時間：50時間まで※
- ・活動件数：10件まで

##### ウ 林業者からの依頼により行う作業（施設外就労）又は事業所が自ら取り組む林業（施設内就労）に派遣する場合の基準

- ・報酬単価：1時間 1,500円
- ・活動時間：50時間まで※
- ・活動件数：3件まで

※ただし、受託者と長野県が協議の上、必要と認められた場合は、100時間を上限に活動時間を延長できるものとする。

- (2) サポーターとして登録した者で、自宅又は勤務先から片道10km以上の距離を移動して業務を行う者には、交通費として1km当たり30円を予算の範囲内で支払う。

#### 3 農福連携サポーターの取組内容

- (1) サポーターは、農福連携技術指導員の指示・指導のもと、事業所に対して障がい者の特性を踏まえた技術支援や作業の切り出し等の提案を行うこと。
- (2) サポーターは、農林水産省等が実施する農福連携に関する研修会に積極的に参加すること。

## 別紙 2

### 農福連携等 P R 事業仕様書(案)

#### 1 目的

農福連携等を推進・拡大させ、社会全体の中での農福連携等の認知度を向上させ、農福連携等商品の販路拡大や販売機会増加を狙うため、ポスター・チラシ・商品カタログ等の作成を行う。

#### 2 想定する作成物品

- ア 農福連携等のポスター（認知度向上のためのポスター）の作成
- イ 農福連携等の取組を推進するためのチラシ、意見交換会・現場の見学会等を周知するためのチラシの作成
- ウ 農福連携等商品をまとめた商品カタログの作成
- エ その他農福連携等の事業を認知度向上・取組推進・拡大をするための PR 物品など

#### 3 留意事項

- ・完成物の中に「ノウフク」のマーク（下図）を文字を入れること。（大きさは問わない。）
- ・農福連携商品カタログにおいては、他分野（農福連携以外の福祉的就労の作業や障がい者以外の農福連携（引きこもりや元受刑者などの他分野において作られた農福連携）の商品）との複数分野連携での作成も可能とする。
  - ※複数分野で連携して作成する場合は必ず事前に委託者と協議を行うこと。
  - ※複数分野での作成の場合、農福連携事業以外の部分については農福連携以外の分野の事業の会計から作成費を支出すること。（農福連携と支出元を明確に区分すること。）

【ノウフクのマーク】



農業と福祉がつながって、日本を元気に！

## 別紙 3

### 農作業等現場の見学会・意見交換会仕様書(案)

#### 1 農作業等現場の見学会の開催

##### (1) 目的

農福連携等の更なる推進・拡大のため、事業所等が行う農福連携等の先進的取組に関して、農業者等や他事業所等に対して実際の農作業等現場の見学会を開催する。

##### (2) 参加対象者

- ア 就労継続支援事業所等
- イ 農福連携サポーター
- ウ 農業者等
- エ 農業に関わりのある企業・団体

##### (3) 実施方法

- ・農福連携促進コーディネーター・農福連携技術指導員が連携して開催する。  
(各ブロック(東信・南信・中信・北信)1回ずつ開催をする。)
- ・農作業等の体験も含めて開催することも可能。
- ・見学会開催会場となった(協力をしてくれた)事業所に対しては一定額の報酬の支払いを行う。(委託料の範囲内で)
- ・見学会場へ移動するためのバス等の移動手段の確保に関する費用にも使用可能とする。

#### 2 農福連携等意見交換会等の開催

##### (1) 目的

農業分野等での障がい者の就労の場の拡大のため、事業所等が行う農福連携等の取組に関して、受託事業所の拡大に向けて意見交換会等を開催する。

##### (2) 参加対象者

- ア 就労継続支援事業所等
- イ 農福連携サポーター
- ウ 農業者等
- エ 行政関係者
- オ 農業等に関わりのある企業・団体

##### (3) 実施内容

- 農福連携等に先進的に取り組んでいる農業者等による事例発表を行う。
- 併せて、事業所等の農福連携等への取組について、参加者による意見交換・パネルディスカッション等を行う。
- また、農業者等や農福連携等に取り組む事業所の収入アップを図るため、農福連携マルシェと連携して実施することができる。

## 農林業新規参入・拡大事業所への補助事業仕様書(案)

事業内容	備考
<p>長野県内における就労継続支援事業所の農福連携等事業において、これから新規事業として開始をする事業者、既に始めていて、これからさらに事業を拡大しようとしており、工賃向上計画に基づき工賃アップに取り組む事業所の農業機器等の購入・レンタルに対して補助を行う。</p> <p>1 小型の農業器具や農業設備等の購入に関する補助基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助利用回数 1 事業所 1 回まで</li> <li>・補助金額 最大 8 万円 (補助上限最大 1/2)</li> <li>・最低購入価格 (下限額) 1 万円</li> </ul> <p>※当該年度の中で購入した農業器具等に限る。 ※別途申請書・購入した機具の情報が分かる書類 (請求書・領収書等)・該当する事業所の工賃向上計画を提出させること。</p> <p>2 複数 (又は単独) の事業所で大型のトラクター等の農業機械を一時的にレンタルする場合の補助基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助利用回数 1 事業所 1 回まで (1 契約まで)</li> <li>・補助金額 最大 5 万円 (補助上限最大 1/2)</li> <li>・最低レンタル価格 1 万円</li> </ul> <p>※別途レンタルする農業機械、使用用途を示した書類 (様式は任意) と申請書、該当事業所の工賃向上計画を事前に提出させること。 ※同じ事業所が翌年度も申請することは可能だが、同じ用途の道具のレンタル費用は補助対象外。</p> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書の内容又は仕様書に定めのない事項に関して疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。</li> <li>・購入・レンタルにおいて補助した場合、受託者は定例報告会議時に委託者に対して報告を行うこと。</li> </ul>	<p>物品の購入等の初期投資のみ。機械の燃料等のランニングコストは対象外。</p> <p>例・刈払機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小型トラクター</li> <li>・その他小型の農業器具</li> <li>・簡易トイレ</li> </ul> <p>※補助範囲に入るか疑義が生じたときは委託者と受託者で協議の上決定。</p>